

船舶事故調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成30年8月26日 14時00分ごろ
発生場所	鹿児島県阿久根市寺島南方沖 小平瀬鼻灯台から真方位103° 1.2海里付近 (概位 北緯32°04.6′ 東経130°11.6′)
事故の概要	漁船國丸は、揚錨作業中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年9月11日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 國丸、0.8トン
船舶番号、船舶所有者等	KG3-33955（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	全損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、寺島南方沖で漂泊して一本釣り漁を行っていたが、南風が強くなったので、船首から錨を投入し、錨泊して漁を続けた。</p> <p>本船は、南風が更に強くなったので、船長が、帰港しようと揚錨作業を始めたが、錨が揚がらず、錨を海底から外そうと主機を前進としたところ、錨索が推進器に絡んで航行不能となった。</p> <p>本船は、船長が、僚船に救助を依頼した後、絡んだ錨索を外すことができずにいたところ、船尾方から風を受ける状態で風及び波浪により阿久根市脇本浜の陸岸に向かって圧流され、同陸岸の岩場に乗り揚げた。</p> <p>本船は、乗揚げ後、波浪により全壊した。 船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、寺島南方沖において揚錨作業中、錨が揚がらず、船長が錨を海底から外そうとして主機を前進とした際、錨索が推進器に絡んだことから、航行不能となり、風及び波浪により陸岸に圧流されて乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、寺島南方沖において揚錨作業中、錨が揚がらず、船長が錨を海底から外そうとして主機を前進とした際、錨索が推進器に絡んだため、航行不能となり、風及び波浪により陸岸に圧流されて乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・主機を使用して錨を海底から外す際は、推進器に錨索が絡まないよう錨索の位置に注意して行うこと。
- ・風が強くなってきたら、早めに帰航を開始すること。